

令和8年度滋賀県地方版図柄入りナンバープレート寄付金活用事業募集要項

1 目的

本要項は、公益財団法人日本デザインナンバー財団（以下「財団」という。）が実施する地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成について、財団が定める実施要領および募集要項によるほか、本県における助成対象事業者および対象事業の募集および選定に係る事項を次のとおり定める。

2 申請対象者

次の(1)～(5)すべてにあてはまる者であること。

- (1)法人または団体であること。（個人を除く。）
- (2)組織の運営に関する規則（定款、寄附行為、規則、規約等）を有していること。
- (3)県内で活動し、主たる事務所または事務局を置いていること。
- (4)宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- (5)滋賀県財務規則第195条の2各号に該当する団体等でないこと。

3 助成対象事業

次の(1)～(3)すべてにあてはまる事業であること。

- (1)財団が「地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成実施要領」第2条において定める助成対象事業に該当すること。（別紙参照）
- (2)滋賀県地域を対象とした事業であること。
- (3)財団による助成金の交付決定日から令和9年3月末日までに事業完了（全支出の完了）が見込まれる事業であること。

4 助成額等

(1)助成額

1事業 100千円以上 1,000千円以内

※令和8年度の助成予算額は3,000千円程度

(2)助成対象経費

事業の実施にかかる経費（ただし、法人または団体の運営費等を除く）

5 申請

(1)申請方法

電子メールまたは郵送により受け付ける。

(2)受付期間

令和8年6月26日（金）まで ※必着（郵送の場合、消印は有効ではありません）

(3)提出書類

ア 地方版図柄入りナンバープレート寄付金活用事業選定申請書（様式第1）

（ア）助成金交付申請事業の概要（別紙1）

(イ) 助成金交付申請額及び助成対象経費の内訳等（別紙2）

[添付資料]

- ・助成対象経費の算出の根拠となる資料（見積書、仕様書等）
- ・組織運営に関する規則
- ・会社概要及び業務内容がわかる資料（交付申請者が地方公共団体の場合は除く。）
- ・その他助成金の交付に関して参考となる資料

(ウ) 助成金交付申請事業に係る総事業費の財源内訳（予定）（別紙3）

6 審査・選定

- (1) 助成対象事業者および対象事業の選定は、滋賀県図柄入りナンバープレート推進協議会（以下、「協議会」という。）において行う。選定に際し、協議会に置く滋賀県図柄入りナンバープレート寄付金活用事業審査部会（以下、「審査部会」という。）において提出書類による審査を行う。

なお、協議会事務局から申請者に対し、事業内容にかかる照会や、プレゼンテーション等を別途求める場合がある。

- (2) 助成予算額の範囲内において、複数事業を選定する場合がある。

7 スケジュール

募集開始	令和8年6月1日（月）
応募・提出書類締切	令和8年6月26日（金）
協議会での選定	令和8年7月14日（火）
財団への交付申請締切	令和8年7月31日（金）

8 その他留意事項

地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業として対象事業の採択を決定するのは財団であり、協議会の選定をもって、助成を確約するものではなく、財団への申請が別途必要となる。

毎年事業募集に際し財団が示す（概ね6月ごろ）実施要領および募集要項の内容の一部が見直し等により本要項と異なる場合は、財団が示す内容を適用することについて留意されたい。

9 応募（郵送または電子メール）、問合せ先

滋賀県図柄入りナンバープレート推進協議会事務局

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号（滋賀県総合企画部企画調整課内）

電話：077-528-3314（直通）

電子メール：kikaku01@pref.shiga.lg.jp

1. 公共交通機関等のバリアフリー化に資する事業

（事業の例）

- ・ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシーの普及
- ・移動支援のための福祉車両の購入
- ・観光地設備のバリアフリー化に係る取り組み 等

2. 公共交通の輸送の円滑化、輸送力の強化に資する事業

（事業の例）

- ・連節バス、バス専用道等を組み合わせて、公共交通の速達性・定時性の確保や輸送能力の増大を可能とする BRT（Bus Rapid Transit）の普及
- ・イベント等における臨時バスの運行、周遊バスの発行 等

3. 公共交通機関等の利便性の向上・観光旅行者の受入れ体制の強化に資する事業

（事業の例）

- ・外国人旅行者等が公共交通の移動中でも交通情報の円滑な収集が可能となるバスやタクシー等の車内、乗降場所への無料公衆無線（Wi-fi）の設置
- ・多言語対応のタクシー配車アプリの普及等
- ・バス停留所等の整備
- ・二次交通が不便な地域におけるレンタサイクルの普及促進（自転車導入やサイクルラック設置費用等）
- ・Ma a S等の導入における実証実験等
- ・観光スポットでのゴミ拾いや落書き消し等の環境保全・美化活動
- ・観光情報の広報・PR
- ・観光促進に係る取り組み
- ・観光客誘客に関する取り組み
- ・観光イベントや誘客キャンペーンの開催に関する事業 等

4. 次世代自動車の普及に資する事業

（事業の例）

- ・交通事故の削減等の抜本的な改善効果が期待される自動走行システム等の新たな自動車技術の導入に資する事業
- ・自動車分野における省エネ対策、地球温暖化対策、大気汚染対策に資する燃料電池自動車等の普及に資する事業 等

5. 自動車等による交通事故防止対策、被害者救済対策に資する事業

（事業の例）

- ・交通遺児一時金等
- ・交通安全の広報・啓発
- ・交通安全に資する路灯や防犯カメラの設置・修理
- ・交通安全施設（カーブミラー、ガードレール、区画線等）、横断歩道及び周辺等への事故防止柵等の設置
- ・バスやタクシー等の公共交通事業者に対するドライブレコーダーやバックモニターの設

置 等

6. 公共交通機関等の維持確保に資する事業

(事業の例)

- ・過疎地域における地域交通の確保や、公共交通の利用促進のための広報・啓発などの環境づくり
- ・駅、空港からのバスや観光タクシー等の二次交通の利用促進
- ・公共交通の運転士の人材確保 等

7. 街づくりに資する事業

(事業の例)

- ・無電柱化など、道路環境の整備に係る事業
- ・まちづくりに係る事業
- ・景観の観点からの野立広告物の撤去に係る事業 等

8. 観光施設・拠点等の保全・整備に資する事業

(事業の例)

- ・観光施設や観光拠点の維持・保全に係る取り組み 等

9. その他、上記事業と一体となって利用者利便の向上、公共の福祉に資する事業